

明治時代の長野県教育における盲教育及び聾教育に関する史的研究(1) －佐藤熊治郎の『盲人教育啞人教育』について－

中 嶋 忍・河 合 康*
(平成28年8月31日受付；平成28年11月10日受理)

要 旨

本研究は、明治30年代における日本の盲教育及び聾教育の実態と長野県の実態及び課題を明らかにすることを目的として、教育雑誌「信濃教育」に佐藤熊治郎が発表した『盲人教育啞人教育』を基に、1. 明治時代における日本と諸外国の盲教育および聾教育の状況、2. 長野県における盲教育および聾教育の実態、に焦点を当てて検討した。その結果、次の点が明らかとなった。(1)日本の通常教育は諸外国と同水準まで発達しているが、特殊教育については未発達の状態であったこと。(2)明治38年の盲人・啞人数は10643人で、そのうち就学児童数は盲学校が4427人、聾学校が6216人であったこと。(3)盲人・啞人数については、諸外国と比べても少なくない状態であったこと。(4)教育施設については、明治29年に公立私立の盲学校・盲啞学校・啞学校が合計10校であったが、38年には合計25校まで増加したこと。(5)長野県の実態は、明治38年に盲人が63人、啞人が140人で、そのうち就学者が盲2人啞7人であったこと。(6)佐藤は長野県の特設教育推進のために、a)長野県立の盲啞学校の設定とともに寄宿制を導入すべきである、b)保護者が安心して盲・聾・啞児を就学させられるようにするためには、携わる教育者の熱意や教育研究を向上させていく必要がある、と考えていたこと。

KEY WORDS

長野県 Nagano prefecture 盲啞学校 special schools for the blind and the deaf
盲教育 blind education 聾教育 deaf education

1 問題の所在と目的・方法

明治時代における長野県教育は、通常教育の普及と学齢児童の就学率向上を達成した。その結果、小学校は入学者が多くなり、特に中心部の大規模校には様々な児童が集まって、児童間の学力の差が顕在化することとなった。具体的には、授業内容などの理解力が高く試験点数も高い優秀な児童もいれば、理解力が低く試験も落第するような成績が不振な児童も存在し、一斉指導に困難が生じていた。そこで県下の小学校では、児童の学力によって学級を編制する方法が導入されていた。それが顕著にあらわれたのは、松本尋常小学校で1890(明治23)年4月に学力別学級編制が導入されたことによるものであった。この編制は、学級内の児童の学力が均一であるため、指導などでは利点が見られた。しかし学校内は学級間の優劣により、特に学力最下位学級の児童に対して劣等感を植えつけることになり、教員の間でも受け持つことを嫌がるという状況であったことを中嶋・河合(2006)が指摘している⁽¹⁾。これに対して長野尋常小学校では、1896(明治29)年4月に成績が不振な児童を集めた晩熟生学級が設置され、指導が開始されたということを北沢(1967)が述べている⁽²⁾。これらの実践は当初、成績不振の要因をあまり考慮していなかったが、教育方法や指導方法を研究する中で知的発達の遅れの他にも、弱視や難聴などの障害によるものも要因であるとされた(中嶋・河合, 2015)⁽³⁾。

長野県では、1894(明治27)年に松本の私立訓盲院設立、1897(明治30)年に上田盲人協会設立、1898(明治31)年に長野訓喙学校設立されて視覚障害児の指導が始まった。これについて長野県特殊教育百年記念事業会(1979)は、「この教育の発祥は篤志家や慈善家の努力、宗教団体の主導によっておこり、漸次為政者を動かしていった。」⁽⁴⁾と述べている。また聾教育は、1903(明治36)年に長野盲人学校で啞人(聴覚障害児)に教育したのが最初であるとされている(長野県特殊教育百年記念事業会, 1979)。しかし県立学校は1923(大正12)年の『盲学校及聾啞学校令』制定で、「十三年には長野盲啞学校、松本盲学校が県立代用として認可を受け、ようやく県立への足がかりを得て、行政的にも軌道にのっていき素地ができたのである。」⁽⁵⁾と論じている。

*臨床・健康教育学系

一方で信濃教育会の機関誌である「信濃教育」には、明治30年代から「鈍児」や「低能児」などといった成績不振な児童に関する教育法の実践や研究の論文が多数発表された。その中で視覚・聴覚障害のある児童については、1907（明治40）年に佐藤熊治郎が『盲人教育啞人教育』⁶⁾を発表した。この論文は、信濃教育において盲教育及び聾教育に関する最初のものであったと中嶋・河合（2012）が述べている⁷⁾。

このように長野県の盲・聾教育は、私立団体による教育施設や小学校に設けられた教育所などで教育が行われ、限定的な地域の児童にしか教育を提供することができていなかった。この状況の中、当時の長野県の教育現場では盲・聾教育をどのように捉えて、教育に対する考え方を抱いていたのかが問題として挙げられる。

本研究は、佐藤熊治郎が発表した『盲人教育啞人教育』を基に、1. 明治時代における日本と諸外国の盲教育および聾教育の状況、2. 長野県における盲教育および聾教育の実態、に焦点を当てて、明治30年代における日本の盲教育及び聾教育の実態と長野県の状況及び課題について検討した。

引用した史料に関しては、次のように表記した。史料中の漢字は旧漢字を原文のままとしたが、一部表記できないものは常用漢字とした。引用中の「(前略)・(中略)・(後略)」は、この前後及び一部の文章を省略していることを表す。史料の引用部には、引用ページ数を付記した。使用する用語については、当時の教育状況を表しているため、一部現在では使用しない用語をカギ括弧を付けて表記している。

2 明治時代における日本と諸外国の盲教育および聾教育の状況

日本の盲教育・聾教育について佐藤は、「我文部省は、本年四月十七日訓令第六號を以て、府縣師範學校の附屬小學校に、盲人啞人の特別學級を設くべきことを訓令せられた（後略）」（佐藤[1907]1）と記しているように、1907（明治40）年の師範學校規程の改正によって、文部省がこの教育の研究を始めようとしていると述べている。具体的には、「(前略) 附屬小學校ニ於テハ規程ニ示セル學級ノ外成ルヘク盲人、啞人又ハ心身ノ發育不完全ナル兒童ヲ教育センカ為特別學級ヲ設ケ之カ教育ノ方法ヲ攻究センコトヲ希望ス蓋シ此ノ如キ施設ハ從來未タ多ク見サリシ所ナリト雖教育ノ進歩ト文化ノ發展トニ伴ヒ將來ニ於テハ其ノ必要アルヲ認ムルヲ以テナリ」⁸⁾というように、師範學校の附屬小學校に特別學級を設置することを促していた。この方針について佐藤は、「(前略) 其趣意盲啞教育の普及を圖るにあるべく、從來動もすれば等閑に付せられた特殊教育も、茲に始めて勃興の機運に向つたものといつて宜しからうとおもう。」（佐藤[1907]1）と記しているように、盲・聾教育を普及させる目的の研究の場を作ろうとした最初であったと述べている。加えて日本教育について「(前略) 普通教育の方面に於ては、今や殆ど歐米先進國に比して遜色なきの盛況を呈して來てをる（後略）」（佐藤[1907]1）と指摘しているように、通常教育は欧米と同じくらの水準に達していると述べている。これに対して特殊教育については、「(前略) 盲啞教育痴兒教育瘋癲教育等特殊教育の方面に就いて看けば、遺憾ながら甚だ幼稚なるの感なき能はずである（後略）」（佐藤[1907]1）と記しているように、盲・聾教育や「白痴」教育、「瘋癲」教育を含めて特殊教育全体が未だ発達していないと言わざるを得ない状態だと指摘している。このように特殊教育の対象となる者について佐藤は、「(前略) 生涯他人の享くる幸福を樂み得ざるものが尠くない（後略）」（佐藤[1907]1）と示し、これらの者が生涯にわたって不幸な状況に置かれていると述べている。その中でも視覚障害・聴覚障害・言語障害の者は「(前略) 盲人聾啞者の如きは、其最たるものであらう。然るに、斯る不幸なる同胞は、世界を通じて、其数決して尠からざるものである。（後略）」（佐藤[1907]1）と記しているように、障害のある者の中で最たる状態であり、それが世界中でも多く存在していると言及している。

そこで佐藤は諸外国の盲・聾教育の状況について、「(前略) 精密な統計は手元にないが、或人の教育辞典に就て見る（後略）」（佐藤[1907]1）として次のように論じている。視覚障害者については「(前略) 最も盲人の多い所はフィンランドである。即ち人口三五一に對して盲人一の割合である。之に次ぐはノルエーで七三三に對する一の割合である。最も盲人の多い所はフィンランドである。（後略）」（佐藤[1907]1）というように、世界で最も多いのがフィンランドで人口比が351人：1人の割合であり、その次がノルウェーで733人：1人の割合になっていると指摘している。また他国については「(前略) スペインも亦多い方に屬するがイタリーフランス、スィス、スエーデン、デンマルク等は一〇〇乃至一九〇〇に對する一の割合、獨逸と英國とは殆ど伯仲の間にあつて、一一一一に對する一、最も少いのは北亞米利加合衆國で一五〇〇に對する一の割合である。（後略）」（佐藤[1907]1）と記していて、スペイン・イタリア・フランス・スイス・スウェーデン・デンマークなどが1200～1900人：1人という割合で、獨逸（ドイツ）と英國（イギリス）が1111人：1人、最も少ないのがアメリカ（北アメリカ）で1500人：1人であると述べている。ただし別の調査では、「(前略) 或統計によれば伊獨英佛那瑞白七ヶ國の平均と北米合衆國と共に人口一萬に對して九、六となつてをる、して見れば米國も尠い方とはいはれない譯である（後略）」（佐藤[1907]1）とされているように、ヨーロッパ7カ国平均と北米合衆國（アメリカ）の割合が1万人：9.6人の人口比であるとも指摘している。その中

で学齢児童は、約8%存在していることを「(前略) 是等の盲人中學齡期即ち満六歳より十四歳までのものは約8%と算せられてをる(後略)」(佐藤[1907]1) というように記している。一方で視覚障害者については引用したものが古いと佐藤が指摘した上で、「(前略) 現にラインの言ふ所によればプロイセンの如きは醫術の進歩と一般の生活状態の改良とによつて漸次盲人の数が減じて來てをる(後略)」(佐藤[1907]1) と示しているように、プロイセン地方での医学の進歩と一般生活状態の変化により、視覚障害者数が減少傾向にあるとラインのデータの引用によって述べている。具体的には「(前略) 千八百七十一年には人口一〇〇〇〇〇、に對して盲人九三、の割合であつたが、千八百九十五年には、全上に對して六九といふ割合に減じてをる(後略)」(佐藤[1907]2) と記しているように、1871年に10万人：93人の人口比で視覚障害者がいたのに対して、1895年には63人まで減少したとも引用データから指摘している。そしてドイツの状況については、「(前略) ラインは、プロイセンに於ては、現在の所でいへば、眼明一五〇〇、に對して盲人一、の割合である故、之から推せば獨逸帝國全体の盲人数は、略四〇〇〇〇であらうといつてをる(後略)」(佐藤[1907]2) と言及するように、プロイセン地方の場合で晴眼者1500人に1人の視覚障害者の割合ということから考えると、ドイツ全体で約40000人の視覚障害者がいると引用データから述べている。一方で日本の視覚障害者については、「(前略) 我國の盲人の数は如何であるかといへば、或人は全數七〇五〇人即ち人口一〇〇〇、に對して一、五二と算してをる。此數にして眞に近いもの(後略)」(佐藤[1907]2) と記しているように、全国で7050人であり人口千人当たり1.52人の人口比率になると述べている。この比率は、世界の中でも視覚障害者数が多いと「(前略) 不幸にして世界各國中にて多い方に屬する譯である(後略)」(佐藤[1907]2) と指摘している。

続いて聴覚障害者については、諸外国と日本の状況を次のように論じている。ヨーロッパでは「(前略) 啞者の数は(中略) 歐洲全体の概算に九〇〇〇〇人で、此中學齡兒童六〇〇〇〇人、此六〇〇〇〇中で學校教育を受けてをるものが二〇〇〇〇人と算せられてをる(後略)」(佐藤[1907]2) と記しているように、概算で9万人がいて、そのうちの6万人が学齢児童であり、この中で2万人が教育を受けていると説明している。他方のデータも引用して、それによれば「(前略) 伊獨英佛那瑞白七ヶ國の平均は人口一〇〇〇〇に對して七、五米國は六、六としてある(後略)」(佐藤[1907]2) と示しているように、ヨーロッパ7カ国の平均で人口1万人当たり7.5人、アメリカでは6.6人という人口比率であるという指摘もしている。これに対して日本の聴覚障害の学齢児童の現状について佐藤は、「(前略) 我國の盲啞の學齡兒童數如何といふに、本年文部省の發表した統計によれば(後略)」(佐藤[1907]2) と記しているように、1907(明治40)年の文部省による発表統計を用いて表1(佐藤[1907]2)のよう示している。これによると明治35年度は、視覚・聴覚障害者を併せて11609人(この内6人が両方の障害を有する者)が学齢児童であるとしている。これが明治38年度では10643人(内2人が両方の障害を有する者)と示していて、「(前略) 大体に於て年々減少の傾向が見られる(後略)」(佐藤[1907]2) というように減少傾向になっていると述べている。一方で盲学校や啞学校に就学しているのは、盲学校が4427人(内2人が両方の障害を有する者)、啞学校が6216人であったとしている。

日本を含む諸外国の盲学校・聾学校の現状については、「(前略) 世界各國が是等の不幸なる同胞のために如何なる教育上の施設をなしてをるか(中略) 東京盲啞學校長小西信八氏の明治廿九年に調査したといふ一覧表がある(後略)」(佐藤[1907]2) と述べるとともに、小西信八の1896(明治29)年調査としている表2(佐藤[1907]2)を示している。表2によると、一番学校数が多いのは独逸

表1 日本の視聴覚障害の学齡兒童數(史料抜粋)

啞	盲	内	三十八年度	三十七年度	三十六年度	三十五年度	
三、四七七	二、一九一	男	五、六六八	五、七四六	六、〇二七	六、二二九	男 〔 モノ以下同ジ 〕
二、七三九	二、二三六	女	四、九七五	五、〇九三	五、二八一	五、三八〇	
六、二二六	四、四二七	計	一〇、六四三	一〇、八三九	一一、三〇八	一一、六〇九	計 〔 ×印ハ盲ニシ テ啞ナルモノ 〕

(ドイツ)で、124校とされている。2番目は北米合衆国(アメリカ)の114校であるが、公立の盲啞学校が一番であることがわかる。またアメリカの特徴は総数が多いのに対し、私立の盲学校と盲啞学校がないという点である。3～5番目の仏蘭西(フランス)・英吉利(イギリス)・伊太利(イタリア)は、公立よりも私立で教育が行われていたことがわかる。6番目は“奥及匈牙利”で、公立私立ともに啞学校が全体の7割を占めていることがわかる。7番目の瑞西(スイス)は、私立の啞学校が全体の約6割を占めている。8番目の露西亜(ロシア)は合計19校であるが、盲啞学校が公立私立ともに設置されていない。9番目の西班牙(スペイン)は、聾学校が設置されていないことがわかる。10番目は瑞典(スウェーデン)で公立の啞学校が占め、盲学校か3校というものである。11番目は日本で、公立の盲啞学校2校と私立盲学校6校、私立の盲啞学校と啞学校がそれぞれ1校ずつの計10校である。12番目の白耳義(ベルギー)は私立の盲学校・聾学校がほとんどである。13番目の丁抹(デンマーク)は、公立と私立の数が半分となっている。最後に1番目の諾威(ノルウェー)は、スウェーデンと同様に公立の啞学校全体の7割を占めていることがわかる。また佐藤は「(前略)明治廿九年の調査であること(中略)今日となつては不尠變動を來してをる(後略)」(佐藤[1907]3)と記しているように、当時における直近のラインのデータを用いている。これによれば「(前略)獨逸の數に就いていへば、啞學校九二盲學校三九計一三一となつてをる(後略)」(佐藤[1907]3)と示されているように、ドイツの場合は盲学校39校、聾学校92校の計131校であると説明している。また日本の場合では「(前略)我國のも三十八年度の統計では盲啞學校數公立一私立二四計二五(中略)十年の昔に比すれば既に十五校の増加である(後略)」(佐藤[1907]3)と記されているように、明治38年度で盲啞学校が公立1校、私立24校に増加したと指摘している。しかし「(前略)二十五校に収容せられてをる盲啞の學齡兒童と、全体の盲啞の學齡兒童の數とを比較すると残念ながら嘆聲を發せざるを得ないのである。」(佐藤[1907]3)と指摘するように、日本の学校数は盲・聾の學齡兒童數に対して、未だ不足している状況であると述べている。具体的には、「(前略)盲人兒童の就學しをるもの男女合して九九名、聾啞兒童の就學しをるもの男女合して三六〇名、盲啞を合すれば四五九〇名に過ぎないのである。之を前に舉げた盲啞の學齡兒童の全數一〇、六四五に比較すれば、殆其二十分の一にだも値せない譯である。(後略)」(佐藤[1907]3)と記しているように、就学している盲兒童が99人、聾兒童が360人の計459人(史料は4590名とある)であり、盲・聾の學齡兒童10645人に対して20分の1にも満たない者しか教育を受けていないと指摘している。

表2 主要国の盲学校・聾学校数(史料抜粋)

國名	校數	
	盲學校	聾學校
諾威	一	〇
丁抹	一	〇
白耳義	〇	〇
日 本	二	〇
瑞 典	四	一
西 班 牙	三	〇
露 西 亞	一	〇
瑞 士	六	〇
奥及匈牙利	〇	一
伊 太 利	一	一
英 吉 利	一	一
佛 蘭 西	二	三
北米合衆國	一	二
獨 逸	二	三
公 立	盲學校	聾學校
私 立	盲學校	聾學校
合 計	七	八

各國盲啞學校數一覽表

3 長野県における盲教育および聾教育の実態

3.1 長野県の状況

佐藤は長野県の状況について、次のように論じている。長野県の視聴覚障害者は「(前略)本縣に就いて見れば、學齡兒童中の盲啞者は盲六三啞一四〇(本縣三十八年度學事統計に依る)此中就學してをるものは、盲二啞七に過ぎない(後略)」(佐藤[1907]3)と言及するように、明治38年度において視覚障害が63人(この内就学兒童は2人)で聴覚障害が140人(同7人)であると説明している。これについては、「(前略)故に本縣に於ても大多數の盲啞の學齡兒童は、聖代の恩澤に浴することが出來ないてをる譯である。」(佐藤[1907]3)と記しているよう

に、長野県ではほとんどの学齢児童が教育を受けていない状況にあると指摘している。

盲・聾教育については、「(前略) 文部省は各府縣の附属小學校をして、盲啞の特別學級を設けしめ (中略) 本縣に於ても着々文部の趣旨を實行することであらうとおもふ (後略)」(佐藤[1907]3) というように、文部省の奨励に従って長野県でも師範學校附属小學校に特別學級が設置されるだろうという期待がうかがえる。これは「(前略) 其理想とする所は、前に掲げた二百有餘の盲啞兒童をして、尽く普通教育の恩澤を受けしむるとしふ点になければなるまいかとおもふ (後略)」(佐藤[1907]3) と記しているように、通常教育の方法で教育することが難しい県内の約200人の学齢児童が教育を受けることができるようになることを理想とすると述べている。そのためには「(前略) 各町村の小學校に盲啞の特別學級を附設せしめる方針を取るべきか、それとも縣立の完全な盲啞學校を設立して、之に全部を收容する方針を取るべきか (後略)」(佐藤[1907]3) と指摘しているように、①地域小學校に盲・聾教育の特別學級を設置して市町村ごとに教育を行う、②長野県立の盲啞學校などを設置して県内の全学齢児童を集めて教育を行う、という2つの方法のどちらが最善のものなのかを問うている。しかしこれには「(前略) 教育の効果の上より、將た一縣の經濟上より二者いづれを上策とすべきか、文部省が附属小學校に附設せしめんとする意見より察すれば、其方針は前者にある (後略)」(佐藤[1907]3) と記すように、教育効果と長野県の財政から2つの方法のどちらが得策とすると、小學校の特別學級が最善策であると述べている。この特別學級の場合に長野県では、「(前略) 本縣の如き一郡に五六八、多きも二十人内外の盲啞兒童を有するものであつて見れば、之を町村別とする場合には、僅に一町村一二人の小數に過ぎぬ (後略)」(佐藤[1907]3) とされているように、1つの郡内で5～8人、多くても20人の学齢児童数であるため、1つの小學校で1～2人になってしまうと指摘している。このような状態では、盲・聾教育の実行性があるかどうかということ「(前略) 町村の小學校に併設するといふことは、果して實行し得べきことであらうか (後略) (原文のまま)」(佐藤[1907]3) のように述べている。もしこの方法が可能であれば、次のような問題が考えられると佐藤は述べている。1つ目は「(前略) 専務の教師を置くことは無論經濟の許さざる所である故、自然片平業に教育してやるといふことになるであらう (後略)」(佐藤[1907]3) と言及しているように、専従教員の配置は財政的に許されなければ、在籍する教員が兼務することになるというものである。2つ目は「(前略) 數町村の盲啞兒童を或一小學校に收容するか、又は一部の兒童を或一小學校に收容して教育することにするならば、専門の教師を置くことも出來やうか、(後略)」(佐藤[1907]3) と記しているように、いくつかの町村単位、あるいは一部の学齢児童を1つの特別學級に收容して教育を行うことで、盲・聾教育の専門教員を配置できるとするものである。ただしこの場合には「(前略) 通學といふ事が不可能になる故、自然寄宿舎の必要を生ずることになる (後略)」(佐藤[1907]3) と示すように、遠距離の通學になるために当然寄宿舎が必要になると指摘している。特別學級による通常教育との兼務になることや一定範囲の対象児童を集めての教育による寄宿舎の問題について佐藤は、「(前略) 寧ろ縣立の完全な盲啞學校を一ヶ所に設立するか、若くは管内樞要の地に二三の盲啞學校を設くる方が適當ではあるまいか (後略)」(佐藤[1907]3) と示しているように、①1ヶ所に長野県立の盲啞學校を設立、②長野県内の樞要地に1つずつ2～3の盲啞學校を設立、という方法が長野県の盲・聾教育にとって適切であると述べている。ただしこの問題は「(前略) 尤も最初は寄宿舎さへ設け得るならば小學校に附設しても宜しからうとおもふ (後略)」(佐藤[1907]3) と記しているように、最初は寄宿舎を設置するならば小學校に附設したものでよいとも指摘している。そして盲・聾教育では、「(前略) 普通教育の範圍を脱した職業教育の部分まで考へてをる (中略) 従て明日にも實行しなければならぬ (後略)」(佐藤[1907]3-4) と言及しているように、通常教育範圍を超えた職業教育(鍼・灸・マッサージなど)についても一日も早く行わなければならないと述べている。

3. 2 長野県での盲学校・聾学校教育の推進

盲・聾教育などの特殊教育の役割について佐藤は、次の2つのものがあると考えている。1つ目は、「(前略) 世の父兄をして自分の不具な小供が受けた教育を、眞から有り難いと感ぜしむるまでに教育しやうといふには、決して姑息の教育で満足することは出來ないのである (後略)」(佐藤[1907]4) と記しているように、保護者の中には障害のある我が子の受けた教育を心から有り難いと思えるまでにするには、姑息な教育方法では保護者を満足させることができないと指摘している。2つ目は「(前略) 不幸な同胞を教育する以上は、其職業までも準備してやり、又之を保護してやるが我々の當然の義務であらうとおもふ (後略)」(佐藤[1907]4) というように、障害のある兒童を教育することは将来の職業まで準備し保護していくのが盲・聾教育に携わる教員の義務であると述べている。このような考えから佐藤は、「(前略) 我輩は先づ縣に於て完全な盲啞學校の設立を計畫せられんことを切に希望するのである (後略)」(佐藤[1907]4) と記しているように、先づ県立の盲啞學校が計画されることを切望するとしている。また前述のように小學校の特別學級についても「(前略) 止むなくんば管内樞要の地の小學校に附設するも可なり (中略) 此場合に於ても父兄をして安じて其子弟を委ねしむるだけの寄宿舎の設備を欲しいとおもふ (後略)」(佐藤[1907]4)

のように記され、やむを得ない場合には保護者が安心して子どもを預けられるように寄宿舎が必要だと述べている。これに対して寄宿舎を設けていないアメリカのウィスコンシン州を例示している。これは「(前略) 米国のキスコンシン州では聾啞教育を小學校に附設して、且つ寄宿制を捨て(繰返し記号) 通學の制度を取つてをる様である。此方か寄宿制に比して、多數の啞者を教育するに適當であるとしてをる(後略)」(佐藤[1907]4)と示しているように、聾教育を地域の小學校で行って寄宿制ではなく通学制にすることで、多くの啞者(聴覚障害・言語障害)の教育に適したものになっていると説明している。

特殊教育を担う施設の設置については、「(前略) 都市の如きは勿論是で差支あるまいが併し本縣の如き管内各地に散在してをる盲啞兒童をして、盡く教育を受けしめやうといふには、是非寄宿制度を取らなければ、完全に近い仕事は出来まいかとおもふ(後略)」(佐藤[1907]4)と記しているように、人が多く狭い範囲の都市部では教育施設が少数で通学制でも問題は少ないが、広範囲で各地に対象兒童が散在している長野県では寄宿制にしなければ、専門的な教育ができないと主張している。公立の盲啞學校設立について佐藤はプロイセンを例示して、「(前略) 曾て聾啞學校の普及を圖る考で、師範に聾啞學校を附設して、師範生に理論と實地とを受け、追々には、地方の小學校に附設する方針を取つて實行して見た(後略)」(佐藤[1907]4)というように、師範學校附属の聾學校を設立して、将来教員になる學生に聾啞教育の理論と実践を教授し、将来的に地域の小學校に設置しようとしたとしている。しかし実際には「(前略) 多年の經驗の結果、特殊學校を設立するに如かずといふことで、現今では殆ど獨立の聾啞學校のみになつてをる(後略)」(佐藤[1907]4)と記しているように、附属の聾學校の設立には至らずに獨立した聾學校のみになっていると指摘している。そして最後に長野県の盲・聾教育に関して「(前略) どんな方針を取るか、最も盲啞教育普及の目的に適うて、且つ有効な教育をなし得ることであらうかは、今後我々教育者の大に研究せなければならぬことであらうとおもふ。」(佐藤[1907]4)と記しているように、2つの方法のどちらを採用するにしても教育の普及を図りながらその有効性を高めていくためには、今後の教育者の研究にかかっていると佐藤は論じている。

長野県の盲・聾教育は、佐藤の論文が発表される前の1894~1898年にかけて松本・上田・長野で教育施設が設立され、教育が開始された。これらは、団体や協会などが母体となった私立施設であったため、対象になる兒童が限定された。それ以外の学齡兒童は、通常學校で一般兒童と教育を受けるなどの状況であった。この状況を改善するために佐藤は、長野県立の盲學校及び聾學校を設立して盲・聾教育を推進することを主張した。また佐藤は県立の學校によって、全県の対象兒童が専門的な教育を受けることを可能にするとともに、高度な盲・聾教育の方法を研究することもできるという利点があるとした。したがって長野県の盲・聾教育の發展には、県立盲學校・聾學校の早期設立をすべきということを論じた。

4 まとめ

本研究は、佐藤熊治郎が「信濃教育」に発表した『盲人教育啞人教育』を基に、明治30年代における日本の盲教育及び聾教育の実態と長野県の状況及び課題について検討した結果、以下の点が明らかにされるとともに、今後の課題が示された。

4.1 盲教育及び聾教育の実態

明治30年代までの日本教育について佐藤は、通常教育は欧米諸国と同等の水準にまで達しているとしていた。しかし盲・聾教育や“白痴”教育、“瘋癲”教育を含めて特殊教育全体は、欧米諸国と比べられない程の未発達な状態であると述べていた。また文部省は、明治40年に師範學校規程を改正して附属小學校に特別學級を設置し、特殊教育の普及と実践研究を図らせようとしたと指摘していた。具体的に視覚障害者数は7050人(人口千人当たり1.52人)であったとし、世界の中でも多い方であると言及していた。一方で文部省の統計を用いて視覚障害・聴覚障害を併せた学齡兒童数は、11609人(明治35年度)、11308人(同36年度)、10839人(同37年度)、10643人(同38年度)であり、減少傾向にあると指摘していた。しかし就學兒童数は、盲學校が4427人、聾學校が6216人であったことを示していた。また盲・聾教育の施設については、盲聾啞の各學校を含めた公立私立の學校数が明治29年に計10校であったのが、38年には計25校に増加したことも示していた。

佐藤は日本と比較をするために、欧米諸国の状況について小西信八などの資料を用いて述べていた。視覚障害・聴覚障害などの状況は、視覚障害の割合がフィンランドの351人に1人が最も多く、ノルウェーの733人に1人となっていて、他の欧米諸国でも1200~1900人に1人あるいは1万人に9.6人となっているとした。また聴覚障害はヨーロッパで約9万人で、主要7カ国平均の割合が1万人に7.5人、一方でアメリカの割合が1万人に6.6人であるとしていた。外国の盲・聾教育は、ドイツの124校・アメリカの114校・フランスの88校・イギリスの80校、というように上位を示していた。これに対してベルギーの9校・デンマークの8校・ノルウェーの7校というように、盲・聾教育は各国で

違いがあった。

4. 2 長野県の状況及び課題

長野県の状況については、視覚障害者が63人、聴覚障害者が140人存在しているとしていた。この中で就学している者は、視覚障害が2人と聴覚障害が7人であると述べていた。しかし県内の約200人の学齢児童は、教育を受けていない状態であると指摘していた。これらの児童へは、通常教育での方法では教育を提供することが難しいため、約200人の児童を就学させることが理想であると論じていた。長野県でも日本全体と同様に、特殊教育が発達していないと佐藤は述べていた。そのためには、盲啞学校を設立する必要性を説いた。

長野県で盲・聾教育を拡大させるには教育施設が必要になるが、佐藤は県立の施設の設置を主張していた。しかし問題は、長野県が広く対象児童が点在していることであると指摘した。このため施設設置案の1つとしては、一定地域ごとの小学校に盲啞教育の特別学級を設置するというものであった。この案では、1つの学級が数人ということもあり、盲啞教育の専任教員を置かなければならず、置けない場合には小学校教員が兼務になり負担が大きくなるという課題があったとした。もう1つの設置案は、県立の盲啞学校を県内に1ヶ所設置して全児童を集める、あるいは主要地域2～3ヶ所に分けて盲啞学校を設けて周辺の児童を収容させるかというものであった。この案には、範囲が広いために児童が通学できないという課題がある。この課題に対しては、自宅を離れて生活する寄宿舎を設置しなければならないと指摘していた。そこで佐藤は、県立盲啞学校の設立を目標としているけれども設立に時間がかかる場合には小学校の特別学級を設置して、早く盲・聾教育の普及を図らなければならないと述べていた。

また盲・聾教育の必要性については、次の2点があると考えていた。1つ目は、障害のある児童の保護者に対して我が子に教育を受けさせられるという安心感が生まれることである。2つ目は盲・聾教育を実施する以上、児童の将来を見据えた学校教育以外の職業教育も行わなければならないことである。しかしこれらは、保護者に有り難いと思われるように障害に適應するような教育方法を考案することや、職業を準備し保護していくことが盲・聾教育に携わる教員の責務であると述べていた。たからこそ盲・聾教育の普及を図ることや教育の有効性を高めることは、教育者の研究にかかっていると論じた。

4. 3 今後の課題

今後は、佐藤熊治郎の長野県立の盲学校・聾学校設立論が長野県の教職員に、県立構想についてどのような考えをもたらしたのかを解明することが課題として残された。

謝辞

本研究に関して、安曇野市立中央図書館の皆様には史料の複写など多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

文献

- (1) 中嶋 忍・河合 康 (2006) 長野県松本尋常小学校の「落第生」学級に関する史的研究－「落第生」学級の設置・廃止の経緯と成績不良の考え方について－. 発達障害研究, 28, p290-306.
- (2) 北沢清司 (1967) 劣等児・低能児教育の成立過程に関する一考察－信州の公教育を中心として－. 精神薄弱問題史研究紀要, 5, p1-15.
- (3) 中嶋 忍・河合 康 (2015) 明治41-42年の長野県松本尋常高等小学校における成績不良児童教育に関する史的研究. 上越教育大学研究紀要, 34, p.129-138.
- (4) 長野県特殊教育百年記念事業会編 (1979) 長野県特殊教育史. 信濃教育会出版部, p37.
- (5) 同上書. p37-38.
- (6) 佐藤熊治郎 (1907) 盲人教育啞人教育. 信濃教育第二百五十三號, p1-4.
- (7) 中嶋 忍・河合 康 (2012) 雑誌「信濃教育」における特別教育研究論文の変遷－長野県の特別教育研究の概要について(明治時代)－. 日本発達障害学会 第47回研究大会発表論文集, p.92.
- (8) 内閣官報局 (1989) 文部省訓令第六号：師範学校規程. 明治四十年四月十七日. 第40-五, p97-100. p100.

Historical Study concerning Blind Education and Deaf Education in Nagano Prefecture Education during the Meiji Era (1868-1912) (1)

– Regarding “Blind Education, Deaf Education” by Kumajiro Sato –

Shinobu NAKAJIMA · Yasushi KAWAI*

ABSTRACT

The purpose of this paper is to clarify the state of blind education and deaf education (below, “blind and deaf education”) in Japan in the last part of the 1890s into the first decade of 1900, as well as the status of such in Nagano Prefecture, and issues thereof, at that time. Using as its base the article “Blind Education, Deaf Education” by Kumajiro Sato, published in the education magazine, *Shinano Education*, this paper focuses on 1. the status of blind and deaf education in Japan and in other countries during the Meiji era, and 2. the status of blind and deaf education in Nagano Prefecture. As results, the points described below became clear. (1) While Japanese normal education developed to levels similar to those of other countries, special education remained in an undeveloped state. (2) In 1905 (Meiji, year 38), there were 10,643 blind and deaf people in Japan; regarding schoolchildren, 4,427 persons were attending schools for the blind, and 6,216 persons schools for the deaf. (3) Numbers of deaf and blind persons in Japan were not few when compared with other countries. (4) As for educational facilities, as of 1896 (Meiji, year 29), there were a total of 10 public or private schools for the blind, for the deaf, or for the blind and deaf, while in 1905, these had increased to a total of 25 schools. (5) As for Nagano Prefecture, as of 1905, there were 63 blind persons, and 140 deaf persons, of which 2 blind persons and 7 deaf persons were attending school. (6) To promote special education in Nagano Prefecture, Sato thought it necessary a) to establish blind-deaf schools, and to introduce a boarding school system for those schools, and b) so as to enable parents and guardians to send their blind, deaf, and dumb (non-speaking) students to a school, to improve related educational research and to improve the enthusiasm of educators involved in special education.

* Clinical Psychology, Health Care and Special Needs Education